

2019年1月8日

株式会社ケイ・アール・ジー 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館 2階 C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL <http://hyogo-c-net.com>

(本件に関する連絡先)

神戸東灘法律事務所 弁護士 重村 禎昭

TEL 078-857-8855

FAX 078-857-8845

質問書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等の差止請求活動を行なうことを目的とし、平成20年5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社が締結されている分譲地管理契約について下記のとおり質問をさせていただきますので、本書面到達の日の翌日から1か月以内に、当法人まで文書をもってご回答下さいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容については、すべて公表させていただくことがありますので、この旨あらかじめ申し添えます。

記

- 1 貴社が消費者(宅地所有者)との間で締結されている分譲地管理契約について、宅地所有者が希望した場合にいつでも解除できるかどうかに関し、①契約で定められた具体的なルールがあるかないか、②契約で定められたルールが

あるとすれば、どのようなルールになっているか、③契約で定められたルールがない場合や、ルールとは異なる運用によりご対応されている場合には、宅地所有者からの解除の希望に対してどのような運用をされているかをご教示下さい。

2 1において、仮に、宅地所有者による自由な管理契約の解除が、契約上または運用上できないと貴社がご回答される場合には、そのように考える法的根拠を具体的にお示し下さい。

3 貴社が消費者（宅地所有者）との間で分譲地管理契約をする際に用いられている管理契約書や同契約に適用される分譲地管理に関する規約について、最新のものをご送付下さい。

以 上